

解体業者，通関業者，保稅会会員の皆様へ

解体自動車の輸出に当たっては、平成26年2月1日以降、電子マニフェスト画面印刷物の提出をお願いすることとなりました。

- 解体自動車を茨城県内の税関支署等（鹿島税関支署，日立出張所及びつくば出張所）から輸出しようとする場合（※）は，平成26年2月1日から，輸出申告時に，自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの画面印刷物を税関に提出していただくようお願いすることとなりました。

※解体自動車の全部を製品の原材料として利用するために輸出する場合等が該当します。

- 電子マニフェスト画面印刷物は，自動車リサイクル法に基づき適正に解体されたものであることを示すものであり，廃棄物に該当しないものであることを確認させていただくため，その提出をお願いするものです。
 - ◆ 解体業者の方は，電子マニフェスト画面印刷物を輸出申告者へお渡し願います。
 - ◆ 通関業者の方は，輸出申告者から当該印刷物を受け取って税関へ提出してください。
 - ◆ 保稅会会員の方には，当該印刷物の提出の無い解体自動車を扱った場合には，当課から解体自動車についての情報提供をお願いする場合があります。

問合せ先

茨城県生活環境部廃棄物対策課 施設指導グループ

電話 029-301-3027

FAX 029-301-3039